



## 年頭のごあいさつ

一般財団法人 全国市町村振興協会  
理事長 坂本 森 男

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

旧年中は、当協会の業務運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、発生からおよそ3年経ちワクチンの普及などもありまして一部行動制限は緩和されてきたものの、まだまだコロナ禍前の日常を取り戻すには至っておりません。一刻も早く終息し、感染の心配のない社会が戻ることを願ってやみません。

令和4年は、福島県沖地震、台風14号、15号など日本各地で災害が発生しました。亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに被害にあわれた方々に対しまして心よりお見舞い申し上げます。災害対策においては、起きる前に備えるということがやはり肝要だと思われまので、私も常日頃より防災意識を持ちながら過ごすということを大事にしていきたいと思っています。

さて、昨年のサマージャンボ及びハロウィンジャンボ宝くじの売上につきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響など、色々と難しいことのあった環境下で健闘したものと思いますが、いずれも一昨年を僅かに下回る結果となりました。

一方、昨年4月から通年販売されておりますインターネット専用全国自治宝くじ「クイックワン」については、8月分がサマージャンボ宝くじ、9月分がハロウィンジャンボ宝くじとして、その収益金が市町村振興協会に新たに交付されることとなりました。今後の売上増に期待しています。

また、平成30年度から始まりました、宝くじ公式サイトでのインターネット販売につきましては、売上を順調に伸ばしており、今後の売上増も期待できます。市町村の貴重な財源である市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ、ハロウィンジャンボ宝くじ及びクイックワン（8月・9月発売回数分））の販売促進には、市町村のご協力が不可欠だと考えております。我々市町村振興協会が取り組んでおります「宝くじ公式サイトでのインターネット販売PR補助金」は令和5年度も引き続き実施できることになりましたので、市町村の広報媒体であります「市町村広報誌」や「市町村ホームページのバナー広告」などに、市町村が自らのこととして、市町村振興協会が依頼する宝くじ広告を掲載していただきたくお願い申し上げます。

なお、昨年8月、当協会は事務所を東京都千代田区から港区へと移転いたしました。これを機会に協会役職員一同心を新たにして業務に精励努力してまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

結びに、皆様方のますますのご健勝と全国の市町村及び市町村振興協会のさらなるご発展を心から祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

# マイナンバーカードの普及促進について

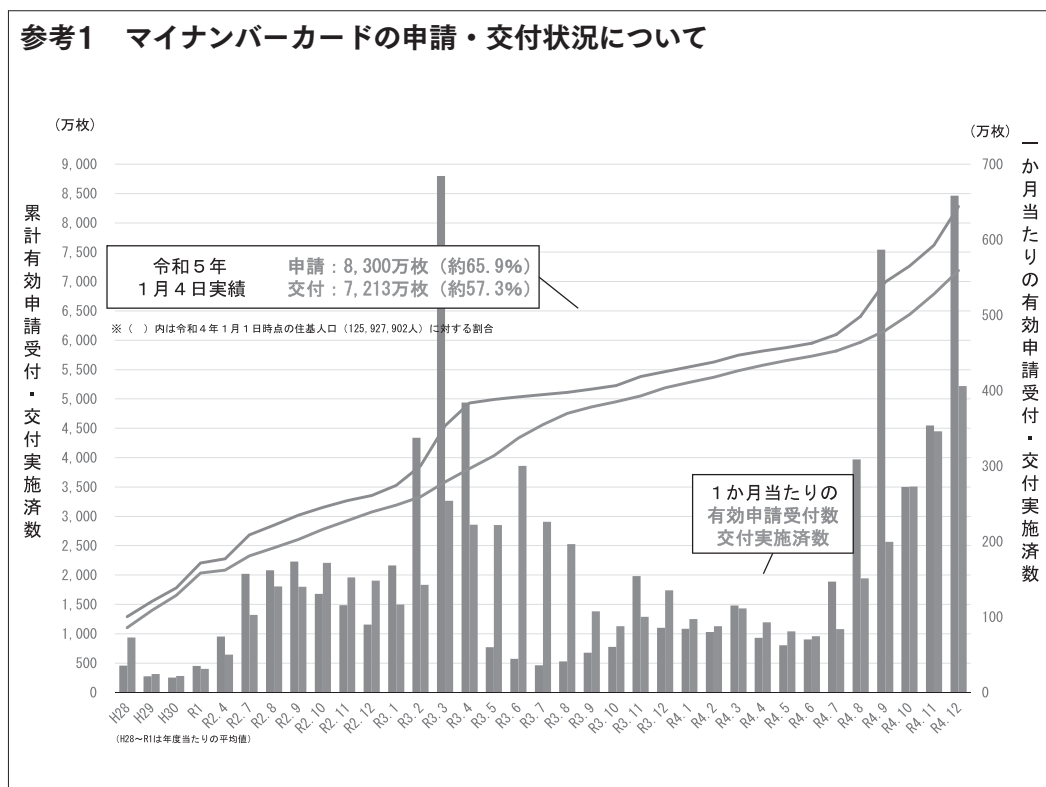


総務省自治行政局住民制度課 マイナンバー制度支援室長 福富 茂

## 一 はじめに

マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも安全・確実に本人確認を行うことができるデジタル社会の基盤となるツールです。令和4年6月30日にマイナポイント第2弾が本格的にスタートして以降、マイナンバーカードの申請件数は大幅に増加しており、令和5年1月4日時点で、累計の申請件数は約8,300万件、人口に対する申請件数率は約65.9%となり、運転免許証の保有者数（令和3年末）である約8,190万を超える状況となっています。また、累計の交付枚数は約7,213万枚、人口に対する交付枚数率は約57.3%となっています（参考1）。

マイナンバーカードについては、現在、政府全体で、普及促進と利便性向上を図る様々な施策が展開されています。本稿では、マイナンバーカードの発行・交付を所管する立場である総務省における取組を中心に、令和4年度以降のマイナンバーカードを巡る動向を紹介します。なお、意見に係る部分については全て私見であることについてあらかじめお断りします。



## 二 閣議決定等における国の取組方針

### (1) マイナンバーカードの普及に関する閣議決定

マイナンバーカードについては、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）の別添として位置付けられる「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（国・地方デジタル化指針）」において、「2022年度（令和4年度）までにほぼ全ての国民がマイナンバーカードを取得することを目指している」旨が明記されて以降、累次の閣議決定でその目標が記載されてきました。令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太方針2022）」及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においても改めて「令和4年度末までに、マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指す」旨の目標が明記され、国民の利便性を高める取組を推進するとともに、マイナンバーカードの普及に取り組むこととされています（参考2）。

なお、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、マイナンバーカードの運転免許証との一体化やマイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載など、カードの利活用を推進する各種施策が、令和7年度までの工程表により示されています（参考3）。

また、同じく6月7日に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想基本方針」では、「マイナンバーカードの普及推進・利活用拡大」が、構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備の一つに位置付けられており、安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、カードの利便性向上・利活用シーンの拡大を更に推進するとともに、市町村における交付体制の強化に向けた支援を行う等、マイナンバーカードの普及を強力に推進することとされています。

#### 参考2 マイナンバーカードの普及に関する閣議決定について

経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太方針2022）  
新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～  
（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）

##### 第2章 新しい資本主義に向けた改革

##### 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

##### （5）デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資

**2022年度末にほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指すとの方針の下、マイナンバーカードの利活用拡大等の国民の利便性を高める取組を推進するとともに、市町村における交付体制の強化に向けた支援を行うなど、適切な広報も含め、マイナンバーカードの普及に取り組む。**

#### デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）

##### 第6 デジタル社会の実現に向けた施策

##### 1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

##### （4）マイナンバーカードの普及及び利用の推進

**令和4年度（2022年度）末までに、マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指す。**

### 参考3 デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表

第6 デジタル社会の実現に向けた施策		デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定） 工程表（関連部分抜粋）				
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	
(4) マイナンバーカードの普及及び利用の推進	ほぼ全国民に行き渡るよう、普及・利用の推進		引き続き、普及・利用の推進			
① マイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進	おおむね全ての医療機関等での導入を目指す					
② マイナンバーカードと運転免許証との一体化の実現	全国共通の運転者管理システムの整備	県警の運転者管理システムの移行 一体化に必要なシステム改修	運転免許証と マイナンバーカードの一体化			
	法案提出	下位法令の制定等				
③ マイナンバーカードと在籍カードとの一体化の実現	検討	法案提出	準備（政省令、システム整備）		一体化したカードの交付	
④ マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載の実現	技術検証、システム設計	システム構築	スマートフォン搭載の実現			
⑤ マイナンバーカードの国外継続利用の実現	システム設計・開発	在外公館での交付等の検討		国外継続利用の開始	検討結果を踏まえた必要な措置	
⑥ マイナンバーカードの電子証明書等の円滑な発行・更新等	システム設計・開発	コンビニエンスストアでの暗証番号初期化・再設定（ロック解除）				
		郵便局におけるマイナンバーカードの電子証明書の発行・更新等の実施				
⑦ 企業所管官庁等を通じた計画的な取組	企業所管官庁等ごとの工程表に基づく取組、定期的なフォローアップ					

(参考) デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）

#### 第3章 各分野の政策の推進

#### 2. デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備

##### (2) マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大

##### (d) マイナンバーカードの普及の推進

- 安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、国はマイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大を更に推進するとともに、市町村における交付体制の強化に向けた支援を行う等、マイナンバーカードの普及を強力に推進する。

##### (e) マイナンバーカードの普及等デジタル社会の基盤の状況を踏まえたデジタル田園都市国家構想交付金の検討

- マイナンバーカードの普及等デジタル社会の基盤の状況をデジタル田園都市国家構想交付金による支援に際して評価することについて検討する。

##### (h) マイナポイント第2弾によるデジタル社会の実現

- (略) マイナポイント第2弾により、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の拡大を図りつつ消費を喚起し、更に健康保険証利用や公金受取口座の登録も促進することでデジタル社会の実現を図る。

##### (j) マイナンバーカードの普及状況等を踏まえた交付税算定の検討

- 2023年度から、マイナンバーカードの普及状況等も踏まえつつ、マイナンバーカードの交付率を普通交付税における地域のデジタル化に係る財政需要の算定に反映することについて検討する。



## (2) マイナンバーカードと健康保険証の一体化

マイナンバーカードの利活用拡大の大きな柱の一つである健康保険証との一体化については、令和4年10月13日、河野デジタル大臣より、マイナンバーカードの取得の徹底、カードの手続き・様式の見直しの検討を行った上で、令和6年秋に現在の保険証の廃止を目指すことが発表されました。国会においても、岸田内閣総理大臣から、「メリットをより多くの国民、関係者の皆様に早くお届けできるよう、カードと健康保険証の一体化を進めるため、令和6年秋の健康保険証の廃止を目指す」旨の答弁がなされています。また、10月28日に閣議決定された総合経済対策では、「健康保険証との一体化を加速し、令和6年秋に健康保険証の廃止を目指すための環境整備等の取組を行う」こととされ、12月23日に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、「マイナンバーカードの取得の徹底、カードの手続き・様式の見直しの検討等を進めた上で、2024年度秋に、現在の健康保険証の廃止を目指す」旨が明記されています。

(参考) 令和4年10月18日 参議院・予算委員会 岸田内閣総理大臣答弁(抜粋)

国民の皆様にマイナンバーカードで受診していただくことで、健康、医療に関する多くのデータに基づいた、よりよい医療を受けていただくことが可能になるなど、カードと健康保険証の一体化には様々なメリットがあると思っております。そして、こうしたメリットをより多くの国民、関係者の皆様に早くお届けできるよう、カードと健康保険証の一体化を進めるため、令和6年秋の健康保険証の廃止を目指すことといたしました。

(参考) 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(令和4年10月28日閣議決定)(抜粋)

健康保険証との一体化を加速し、令和6年秋に健康保険証の廃止を目指すための環境整備等の取組や、同様に運転免許証等との一体化を加速するための環境整備等の取組を行い、戦略的な広報や自治体の取組支援、民間事業者の電子証明書手数料の当面の無料化、民間事業者や自治体によるカードの利活用機会の拡大支援、医師等の国家資格確認を早期に導入するための関係システム改修に取り組み、マイナンバーカードの取得を促進する。

(参考) デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定)(抜粋)

### 第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に必要な施策の方向

#### 1. 取組方針

#### (2) デジタル基盤整備

#### ② マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大

##### (現状と課題)

安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、国は、「デジタル社会のパスポート」であるマイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大を更に推進するとともに、市町村における交付体制の強化に向けた支援を行う等、政府目標を踏まえ、マイナンバーカードの普及を強力的に促進している。

##### (施策の方向)

#### 【マイナンバーカードの普及促進】

マイナンバーカードの取得の徹底、カードの手続・様式の見直しの検討等を進めた上で、2024年度秋に、現在の健康保険証の廃止を目指す。さらに、2024年度末としている運転免許証とマイナンバーカードの一体化について、システムに障害が起こらないようにするための品質の確保やデータ移行にどの程度の期間が必要となるかを勘案しつつ、更に少し前倒しできないか検討を進める。

#### 【マイナンバーカードの利活用拡大】

マイナンバーカードが持つ本人確認・認証機能を、デジタル社会の基盤として徹底的に利活用していくため、その用途の充実や、それを利活用した取組への支援を強化するとともに、電子証明書のみならず空き領域を含め更なる活用を促進する。(以下、略)

令和4年12月6日、取得が困難な方等へのカードの交付手続き等の見直しや、様々な例外的なケースや資格を確認する方法等のさらに細部への対応を充実させるための方策について検討するため、デジタル大臣、総務大臣、厚生労働大臣から構成される「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」が設置され、第1回検討会が開催されました。第1回検討会では、検討事項の案として、

(1) 特急発行・交付の仕組みの創設等について

- ・特急発行・交付の対象者（新生児、紛失、海外からの入国など）
- ・発行・交付に要する期間のさらなる改善

(2) 代理交付・申請補助等について

- ・代理交付を幅広く活用できるようにするための柔軟な対応、申請補助・代理での受取等を行う者の確保等の具体的な促進方法等

(3) 市町村による申請受付・交付体制強化の対応

- ・出張申請受付等の拡大など効率的な実施方法等

(4) 紛失など例外的な事情によりマイナンバーカード不所持の場合の取扱い

- ・不所持の場合の資格確認の方法
- ・子どもや要介護者等におけるマイナンバーカードの取り扱いについて

(5) 保険者の資格情報入力タイムラグ等への対応

- ・資格変更時のオンライン資格確認システムへの入力タイムラグ

などが掲げられるとともに、法律改正が想定される事項として、

(1) 番号法

①乳幼児の写真

(2) 国民健康保険法等

①資格の取得や喪失の事実関係、資格確認に必要な事項の証明に関する規定の整備

②滞納対策の仕組み、滞納者への通知等に関する規定の整備

③保険証廃止に伴い不要となる規定の削除、これらに伴う技術的改正

が示されました。

また、同検討会の下に、検討会の構成員が指名する職員及び医療関係者などを構成員とする専門家ワーキンググループが設けられ、第1回会合が12月12日に開催されました。その後も医療関係者や自治体関係者などへのヒアリングを実施するなどして、令和6年秋に向けて円滑に移行できるよう、実務的な検討が進められています。

(参考) 第1回「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」議事概要(抜粋)  
河野デジタル大臣：マイナンバーカードと健康保険証の一体化を進め、2024年秋に保険証の廃止を目指すこととしており、保険証の廃止後は、マイナンバーカードで保険診療を受けていただくことが基本になるため、それに向けて様々な検討を行ってまいりたい。

総理からも、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関して、細部にわたりきめ細かく環境を整備する必要があること、医療を受ける国民、医療を提供する医療機関関係者などの理解が得られるように、丁寧に取り組んでいく必要があること、をご指示いただいているため、細部にわたり遺漏のないよう、また、関係者の理解が得られるよう、しっかりと詰めてまいりたい。

そのため、総務大臣と厚生労働大臣にご参加いただき、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会を開催させていただくことになった。マイナンバーカードの取得が困難な方への交付手続きの見直し、様々な例外的ケースや、被保険者資格を確認する方法の、更に細部への対応を充実させるための方策について検討してまいりたい。

また、検討会の下に、専門家ワーキンググループを設置し、関係省庁の職員に加え、医療関係者や保険者といった専門家に構成員として入っていただき、関係者のヒアリングを実施するなどして、実務的な検討を行ってまいりたい。

検討会における検討事項として、まず、特急発行・交付の仕組みの創設について、対象者などを検討したい。マイナンバーカードの代理交付・申請補助について、代理交付を幅広く活用できるようにするための柔軟な対応や、申請補助・代理受取等を行う人の確保、具体的な促進方法も検討したい。市町村による申請受付・交付体制の強化について、出張申請受付の拡大といった効率的な実施方法の推進を検討したい。紛失など例外的な事情によりマイナンバーカード不所持の場合の取扱いについても、検討が必要である。さらに、保険者の資格情報入力タイムラグ等への対応、発行済の保険証の取扱い、災害時・システム障害時の対応、保険証廃止後のオンライン資格の確認における実務上の課題といったものについても、検討が必要である。

また、法律改正が想定される事項として、マイナンバーカード券面の乳幼児の写真の掲載に関して、番号法の改正が想定されている。国民健康保険法等については、保険証廃止に伴い不要となる規定の削除、被保険者資格の確認や滞納についての規定の整備が必要になってくると考えられる。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関して、国民の皆様から様々にご意見をいただいているところ、関係者のヒアリング等を通じて、こうした疑問・懸念について、しっかりと対応してまいりたい。

今後、専門家ワーキンググループを実施し、関係者ヒアリングを行い、検討を進める。法律改正に関係する事項は、次期通常国会での法案審議を見据え、スケジュール感をもって検討していただく。次回の検討会は、専門家ワーキンググループの検討状況を踏まえて、検討する。

引き続き、3省庁で連携し、詰めの作業に取り組んでまいりますので、なお一層協力をお願いしたい。

松本総務大臣：検討会の開催、専門家ワーキンググループの開催、いずれも、異議はないため、進めていただければと考える。

専門家ワーキンググループにおける関係者ヒアリングでは、マイナンバーカードの申請受付や交付事務を担う自治体から、現場の課題や工夫を丁寧に聞き取っていただくことが大切である。

交付率が高い自治体において、どのように課題を乗り越えてこられたか、なお残る未取得



の方に交付を進めていくうえでどのような課題があるのかなど、有意義な意見をいただけると思うため、交付率が高い自治体を中心に、規模別に複数の団体を対象としていただきたい。

検討事項について、特急発行・交付の仕組みの創設等について、カードの特急発行の仕組みの詳細を、J-LISと連携して検討する。市町村における交付事務の迅速化も含めて、発行・交付に要する期間のさらなる改善を検討し、準備してまいりたい。

代理交付・申請補助について、現在、カードを代理で受け取ることができるのは「病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により出頭が困難であると認められる場合」とされているが、カードの取得に課題のある方が、代理交付を幅広く活用することができるようにするため、柔軟な対応が図られるよう検討したい。

市町村の限られたマンパワーの中で円滑に申請受付・代理交付を行うため、市町村と申請をサポートする関係者・施設等が、協力することが不可欠であるため、厚生労働省とよく連携して、申請補助・代理での受け取り等を行う者の確保の具体的な促進方法等について整理してまいりたい。

市町村による申請受付・交付体制の強化については、市町村とよく連携しながら、出張申請受付等の効率的な実施方法などについて、検討してまいる。

ワーキンググループでのヒアリングを通じて自治体などから聞き取った意見なども踏まえ、これらの検討事項について議論が深まることを期待している。

### 三 マイナンバーカードの普及促進に向けた総務省の取組

#### 1 新型コロナウイルス感染症対策・デジタル化推進等地方連携推進本部

総務省では、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの円滑な接種の推進等に係る国と自治体及び自治体相互間の連絡調整を支援するため、総務大臣を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進本部」を令和3年7月1日に設置し、同推進本部の下でワクチン接種等に係る取組が進められてきました。

令和4年4月27日に開催された第7回デジタル田園都市国家構想実現会議において、岸田内閣総理大臣より、総務大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣が連携して、マイナンバーカードの普及と利便向上を強力に進めるよう改めて指示があったことを踏まえ、マイナンバーカードの普及促進についても、国と自治体及び自治体相互間の連絡調整が行えるよう、同推進本部は「新型コロナウイルス感染症対策・デジタル化推進等地方連携推進本部」と改組され（参考4）、第1回の本部会合が同月28日に開催されました。

同日の閣議後記者会見において、金子元総務大臣は、推進本部の改組について、「自治体との間の連絡体制をフルに活用し、自治体の取組をしっかりと後押しするため、推進本部を改組し、さらなる普及促進に向けて、総務省を挙げて取り組むことといたしました。新たな推進本部の下、自治体との間の連絡体制を活用しながら、さらなる取組を要請し、また、国の最新情報を提供しつつ、自治体から現状や課題を丁寧に聞き取るなど、現場の立場に立って、カードの普及促進に向けた自治体の取組をしっかりと後押ししてまいります」と、その趣旨について説明しています。

マイナポイント第2弾の本格スタートの初日である令和4年6月30日に第2回の本部会合が開催され、マイナポイント第2弾の本格スタートのPRが行われました。その後、9月1日に第3回、11月7日に第4回、12月14日に第5回の本部会合がそれぞれ開催されました。第5回の本部会合では、松本総務大臣より、令和4年度第2次補正予算による自治体におけるカードの利便性向上を図るための施策等につい

て、より多くの自治体に活用いただけるよう、積極的な働きかけを行い、年内8,100万の申請の達成、そして、さらなる普及の加速化を図るため、自治体の取組の後押しを更に強化するよう訓示が行われました。

## 2 新たな推進本部体制の下での自治体等への働きかけ

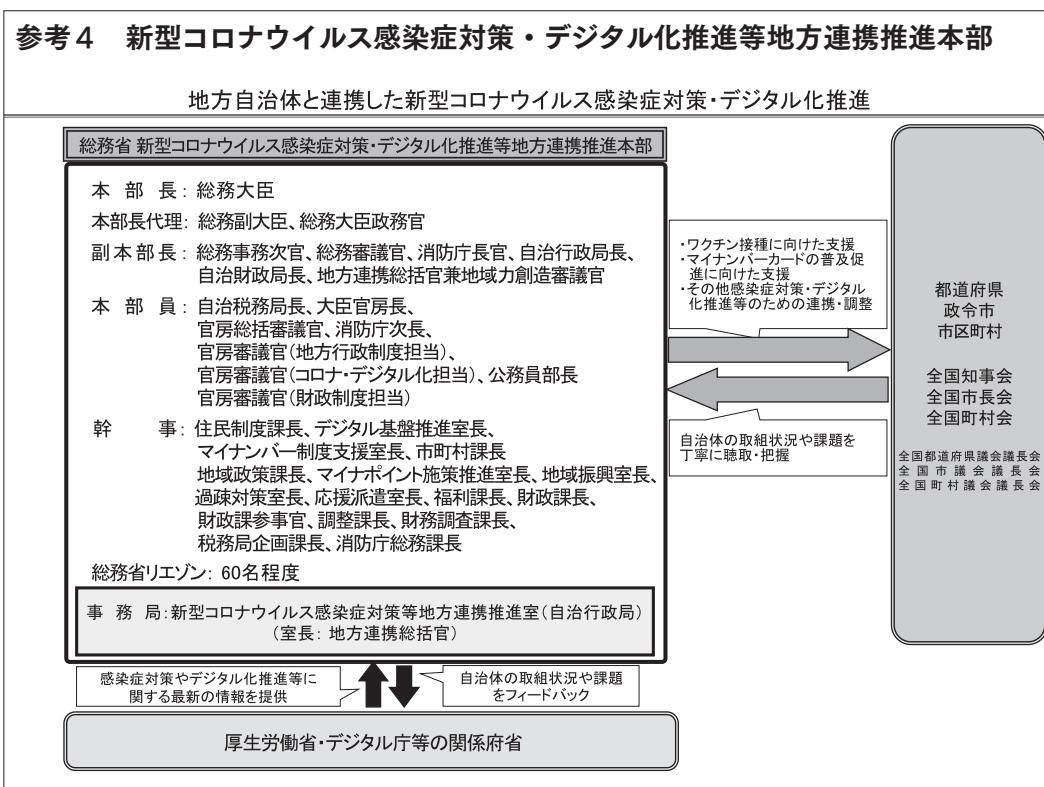
### (1) 政務による地方三団体等への要請

総務省では、新たに体制を強化した推進本部の下で、自治体との連携体制を活用しながら、カードの普及促進に向けた取組を進めています。令和4年4月から5月にかけて、金子元総務大臣から、全国知事会長、全国市長会長、全国町村会長にそれぞれ直接要請を行うとともに、5月17日には、マイナンバーカードの普及促進に向けたより一層の取組を要請する大臣書簡を全国の都道府県知事、市区町村長宛に発出しました。

8月から9月にかけて、寺田前総務大臣は、河野デジタル大臣とともに、経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所を直接訪問するとともに、全国の地方経済連合会（8団体）に大臣書簡を発出し、市町村が実施する出張申請受付を企業・団体等に積極的に受け入れていただくよう協力要請を行いました。

10月には、特に申請率が低い県の知事に対して、尾身総務副大臣及び中川総務大臣政務官から直接要請を行いました。具体的には、申請率が40%未満となっている市町村を中心に、

- ①当該市町村の区域で県自ら申請サポート事業を実施
- ②県が雇用する会計年度任用職員を市町村に派遣し、当該市町村における出張申請受付等の取組を支援
- ③県庁内の関係部署及び市町村と連携して、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などにおいて出張申請受付を実施
- ④申請率の向上に効果的な取組である商品券等の配布事業を実施するよう要請などの取組を通じて、伴走型の強力なフォローアップを実施していただくようお願ひしています。





## (2) 市町村に対する重点的なフォローアップ

総務省では、毎月、各市町村のマイナンバーカードの申請状況等を踏まえ、都道府県と連携して、知事・副知事などの高いレベルから、首長に直接働きかけをしていただくなど、市町村に対する重点的なフォローアップを実施しています。

これら市町村に対する重点的なフォローアップに加え、全ての市町村に対して、国の最新情報や全国の先進的な取組事例の提供、自治体への働きかけ等を通じて把握した現状や課題を踏まえた資料の提供を行うなど、様々な支援を行っています。以下、その例をいくつか紹介します。

### ① 広報（チラシ）素材

各自治体において、ホームページや広報誌などでマイナンバーカードの広報を行う場合や、庁舎の窓口においてチラシを配布する場合など、様々な場面で幅広く活用いただくことを想定して、マイナンバーカードの活用シーンや安全性、マイナポイント第2弾などについて説明した広報素材（チラシ）（参考5）や、厚生労働省において作成されたマイナンバーカードと健康保険証の一体化のメリットについて説明した広報素材（チラシ）（参考6）を提供しています。

### ② 交付枚数率上位団体の取組事例

交付枚数率上位団体の取組を団体規模に応じて参考にできるよう、団体規模がそれぞれ異なる3団体の取組をまとめた資料を提供しています（参考7）。交付枚数率が全国の市で1位の宮崎県都城市では、企業、公民館、商業施設等での徹底的な出張申請支援が行われています。また、申し込みがあった企業や地域、個人宅を訪問する際に活用できる、車内で写真撮影が行えるカード申請補助用自動車が導入されています。令和3年度の伸び率が全国の市で1位の和歌山県紀の川市では、事前予約制の休日窓口やワクチン接種会場を含む市内各所における出張申請窓口を開設しているほか、

## 参考5 マイナンバーカード普及に係る広報素材（チラシ）

**マイナンバーカード**  
これからの暮らしに、手放せない一枚！

健康保険証として使える！<sup>※1</sup>  
カードを保険証として利用する方は、通常の保険証の場合よりも初診料等の負担が小さくなります。

コンビニで各種証明書が取得できる！<sup>※2</sup><sup>※3</sup>  
住民票の写しなどの各種証明書を窓口より多く取得できる市町村が増えています。

新型コロナウイルス接種証明書がスマートフォンアプリで発行できる！  
国内用と海外用の接種証明書をスマートフォンアプリで取得し、いつでも発給できます。

給付金の受け取りがスマートに！  
公金受取口座を登録することで、年金や児童手当などを申請するときに、口座情報の記入や情報の変更などを提出する必要がなくなります。

オンラインで行政手続きができる！<sup>※2</sup><sup>※4</sup>  
確定申告（e-Tax）をはじめ、子育てなどに際する手続きもオンラインで簡単に申請できます。

本人確認書類として使える！  
マイナンバーと本人確認書類が両方必要な場面も、これだけでOK！ライブ会場の入場や会員登録などが幅広く使えます！

便利な「マイナポータル」が使える！<sup>※2</sup><sup>※4</sup>  
ご自身の情報の確認やオンライン申請ができる「マイナポータル」が使えます。

民間のサービスにも益大中！<sup>※5</sup>  
各種オンライン決済サービスにおける口座登録、オンラインでの住宅ローン契約や証券口座開設などのとどきで、公金受取口座の登録完了でポイントがもらえる！

マイナポイント第2弾を申請すると  
**最大20,000円分のポイントがもらえる！**

マイナンバーカードの取得履歴等<sup>※6</sup>で最大**5,000円分**のポイントがもらえる！  
健康保険証としての利用申込みで**7,500円分**のポイントがもらえる！  
公金受取口座の登録完了で**7,500円分**のポイントがもらえる！

詳しく申し込み方法ははこちら→

マイナンバーカードの申請は、お早めに！

**マイナンバーカードの安全性**

対面でもオンラインでも使える公的な本人確認書類です。マイナンバーの他に、氏名・住所・生年月日・性別が記載されています。

**安心・安全！4つのポイント**

**Point 1** なりすまはできません。顔写真入りのため、対面での照像は困難です。

**Point 2** プライバシー性の高い個人情報が入っていません。ICチップ部分には、顔や住所などの個人情報も記録していません。

**Point 3** 電子証明書を使うため、オンラインでの利用にはマイナンバーは使われません。

**Point 4** マイナンバーを見られても悪用は困難です。マイナンバーを利用するには、顔写真付き本人確認書類が必要で本人確認が必要です。

おもて 顔写真付き！対面での本人確認書類に！  
うら ICチップ付き！オンラインでの本人確認書類に！

Point 1 顔写真付き！対面での本人確認書類に！  
Point 2 ICチップ付き！オンラインでの本人確認書類に！  
Point 3 電子証明書を使うため、オンラインでの利用にはマイナンバーは使われません。  
Point 4 マイナンバーを見られても悪用は困難です。

※ マイナンバーカードの有効期限は、マイナンバーカード発行の日から16歳以上の場合は10日目の誕生日、18歳未満の場合は5日目の誕生日までです。（外国人住民の方（特別永住者、永住者及び高度専門職第2号受給者）のマイナンバーカードの有効期限は、在留期間の満了日と連動します。）  
※ 電子証明書の有効期限は、電子証明書の発行の日から5日目の誕生日（またはマイナンバーカードの有効期限）までです。

**マイナンバーカードのお問い合わせ**

公式サイト  
マイナンバーカード総合サイト 検索  
<https://www.kojinbango-card.go.jp>

マイナンバーカードの届出情報  
マイナポータル 検索  
<https://mynumbercard.soumu.go.jp/>

マイナンバー総合ダイヤル  
マイナンバー  
**0120-95-0178**  
（休日も受付）

※ 日 09:30～20:00 / 土 日 09:30～17:30（年末年始を除く）  
マイナンバーカードの届出・返納などの一時停止法については、24時間365日受付いただけます。  
■一部の申請受付で上記ダイヤルに繋がらない場合、050-3818-1250  
■ This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese. 0120-0178-27

出張申請窓口での申請者には地場産品を配布するといった取組が行われています。令和3年度の伸び率が全国の町村で2位の青森県中泊町では、各地域の集会所における申請サポートが集中的に行われています。これら交付枚数率上位団体はいずれも地域振興券等の配布を行っていることも着目すべきポイントです。

### 参考6 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る広報素材（チラシ）

利用申込受付中!

**マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!**

申込方法は特設ページでも確認できます!

医療機関・薬局によって取扱いが異なります。利用できる医療機関・薬局についてはマイナンバーポータルが便利です。

[https://myna.go.jp/first/faq/healthinfo\\_top.html](https://myna.go.jp/first/faq/healthinfo_top.html)

医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いて本人確認!

カードの顔写真を機読で確認します。※顔写真は機読に保存されません。

**どないいいことがあるの?**

- より良い医療が可能! 本人が障害をすれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報を医師等と共有できる!
- 自身の健康管理に役立つ! マイナンバーで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる!
- オンラインで医療費控除がより簡単に! マイナンバーを通じて、医療費通知情報の自動入力や、確定申告の医療費控除がよりカンタンに!
- カードリーダーのある医療機関等でマイナンバー健康保険証を利用したよき、初診料等が減るよき! さらに、実費割にも利用可能!
- 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要! 限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される!
- 健康保険証としてずっと使える! 教職・転職・引継ぎでも健康保険証としてずっと使える! 医療保険者が変わる場合は加入の届出が引き続き必要です。

※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を有効にする必要があります。また、ご自身の医療機関マイナンバーと紐づくことはなりません。医療機関の健康保険証が利用できる医療機関は限られています。

### 参考7 交付枚数率上位団体の取組事例

#### 1 宮崎県都城市(人口162,572人、交付率87.5%(市区全国1位))

交付体制：担当職員71人（正規職員20人、会計年度任用職員51人）、窓口数24

- 徹底的な出張申請支援として、企業、公民館、商業施設等で申請サポートを実施。また、車内で写真撮影が行えるカード申請補助用自動車を導入し、申し込みがあった企業や地域、個人宅を訪問。

【令和3年度】942回実施、2,543件支援（うち企業等733回実施、1,799件支援）

- 既存窓口の拡充では追いつかないため、本庁舎地下1階にマイナンバーカードサポートセンターを設置。
- カードを取得した住民に地域通貨（7千円分）または地域振興券（5千円）を配布。



#### 2 和歌山県紀の川市(人口60,559人、交付率69.6%(令和3年度伸び率40.5%、市区全国1位))

交付体制：担当職員25人（正規職員17人、会計年度任用職員6人、派遣職員2人）、窓口数6

- 事前予約制の休日窓口やワクチン接種会場を含む市内各所で出張申請窓口を開設し、出張申請窓口での申請者には地場産品を配布。出張申請窓口の開設は事業者委託を活用し、職員数以上の規模で実施。

【令和3年度】8月から12月の5ヶ月間ワクチン接種会場等で122回実施し、6,328件支援

- カードを取得した住民に地域振興券（1万円）を配布。

#### 3 青森県中泊町(人口10,278人、交付率66.2%(令和3年度伸び率40.7%、町村全国2位))

交付体制：担当職員2人（正規職員2人）、窓口数4

- 各地域の集会所にて申請サポートを期間限定で集中的に実施。町民の約4割に対し、顔写真撮影や申請書記入など丁寧な支援を実施。【令和3年度】10月、11月に集会所で23回実施し、3,885件の申請サポート

- カードを取得した住民に地域振興券（5千円、平成30年4月2日以降に生まれた子どもは追加で3千円）を配布。

※ 人口は令和4年1月1日時点、交付率は令和4年11月末時点、交付体制は令和4年10月末時点。過去に実施していた取組を含む。

### ③マイナンバーカード交付事務費補助金の対象経費について

マイナンバーカード交付事務費補助金では、マイナンバーカードの交付事務について、各市区町村に対し、補助率10/10で補助を行っており、その対象となる経費の例を示した資料を提供しています（参考8）。

同補助金は、申請促進の取組についても幅広く補助対象としており、例えば、出張申請受付・申請サポート（商業施設での出張申請受付や企業等への訪問等）に要する経費として、①時間外勤務手当、休日勤務手当等の職員手当、②会計年度任用職員及び任期付き職員に係る給料等、③需用費（消耗品費、印刷製本費）、④備品購入費（申請用タブレット端末やモバイルプリンター等）、⑤委託料（申請サポート事業を民間事業者へ委託する経費等）、⑥出張申請受付・申請サポートの実施のために行う商品券の配布を含む宣伝及び集客等に係る経費（受付件数1件当たりの単価を最大2千円に設定）など、申請促進事業の実施に必要な経費は概ね補助対象に含まれています。

また、後述のとおり、令和4年12月2日に成立した第二次補正予算では、都道府県が実施する申請促進策を支援することとしており、そのために必要な経費を計上したところです。これに伴い、マイナンバーカード交付事務費補助金の対象となる補助事業者に都道府県を追加し、都道府県が実施する申請サポート事業（市町村と連携して出張申請受付又は申請サポート事業を実施する場合を含む）の経費を同補助金により支援することができるようにしています。

### ④企業等へのお出張申請受付の積極的な実施について

企業や学校等に市区町村の職員が出張して行う出張申請受付については、企業等が所在する市区町村の住民のみならず、当該市区町村以外の住民についても、企業等に出張した職員が本人確認の事務を行い、申請を受け付けることにより、後日、住所地市区町村から郵送によりマイナンバーカードを交付することが可能となるなど、申請を行う住民にとって利便性が高く、カードの普及に

## 参考8 マイナンバーカード交付事務費補助金の対象経費について

### 想定事例①

#### （事業イメージ）

- ・ A市において、**企業や学校からの希望に応じて、平日に出張申請受付を実施**
- ・ 月10日間程度実施し、隣町（B町）の住民分も含め一月あたり500件の申請を受付  
（A市民400件、B町民100件）
- ・ A市体制：正規職員2名、会計年度任用職員2名、タブレット端末1台

【経費の内訳】 ※各費目の単価は、令和3年度マイナンバーカード交付事務費補助金の実績値を参考に例示

#### ・人件費 約47万円

- (1) 正規職員時間外手当（月10時間×1,500円×2名分）3万円
- (2) 会計年度任用職員給与（月20万×2名分）40万円
- (3) 会計年度任用職員社会保険料（月2万円×2名分）4万円

※他の業務を兼務する場合は、実際に従事した分の経費を按分により算出

#### ・需用費、役務費、備品購入費 約47万円

- (1) 消耗品費、印刷製本費（文房具・チラシ等）10万円
- (2) 郵送料（本人限定受取郵便 400通×640円、近隣市町村への書類送付 100通×535円）31万円
- (3) タブレット端末購入費（1台）6万円
- (4) 通信料（タブレット端末）0.15万円



### ➡ 全額マイナンバーカード交付事務費補助金の対象（補助率10/10）

※B町において、B町が行うカードの送付業務に係る経費についても事務費補助金の対象

一層の効果が期待できる取組であることから、これまでも積極的な実施について周知徹底を図ってきたところですが、令和4年8月5日に、改めて、他市区町村の住民からの申請受付を含めた企業等への出張申請受付の積極的な実施をお願いする通知を発出しています（参考9）。

企業等への出張申請受付を実施するに当たって人員不足が課題となる市町村に対しては、地方自治法第252条の17の規定に基づき、都道府県の職員（会計年度任用職員を含む。）を派遣することも

## 参考8 マイナンバーカード交付事務費補助金の対象経費について

### 想定事例②

（事業イメージ）

- ・毎週土日に商業施設2ヶ所出張申請受付を実施し、申請者には地場産品を配布
- ・月8日間の実施で1,500件の申請受付を想定
- ・体制：正規職員6名、会計年度任用職員10名、タブレット端末4台、モバイルプリンター2台

【経費の内訳】※各費目の単価は、令和3年度マイナンバーカード交付事務費補助金の実績値を参考に例示

- ・人件費 約400万円
  - (1)正規職員時間外手当（月10時間×1,500円×6名分）9万円
  - (2)正規職員休日手当（月64時間×2,000円×6名分）76.8万円
  - (3)会計年度任用職員給与（月20万×10名分）200万円 ※他の業務を兼務する場合は、実際に従事した分の経費を按分により算出
  - (4)会計年度任用職員休日手当（月64時間×1,500円×10名分）96万円
  - (5)会計年度任用職員社会保険料（月2万円×10名分）20万円

- ・需用費 約250万円
  - (1)消耗品費・印刷製本費（文房具、プリンタインク代等）100万円
  - (2)宣伝集客経費（サポート会場で申請した方に配布する地場産品 1,000円×1,500個）150万円

- ・役務費 約100万円
  - (1)郵送料（本人限定受取郵便 640円×1,500通）96万円
  - (2)通信料（タブレット端末）0.6万円

- ・備品購入費、使用料及び賃借料 約50万円
  - (1)タブレット端末購入費（6万円×4台）24万円
  - (2)モバイルプリンター購入費（2.5万円×2台）5万円
  - (3)商業施設使用料（月8万×2ヶ所）16万円

➡ 全額マイナンバーカード交付事務費補助金の対象（補助率10/10）



### 想定事例③

（事業イメージ）

- ・毎週日曜にラッピングカー2台で公民館や個人宅へ赴き出張申請受付、申請者には商品券を配布
- ・月4日間の実施で400件の申請を受付
- ・体制：正規職員2名、会計年度任用職員4名、タブレット端末2台、ラッピングカー2台

【経費の内訳】※各費目の単価は、令和3年度マイナンバーカード交付事務費補助金の実績値を参考に例示

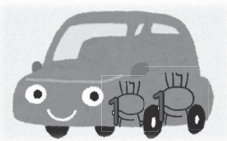
- ・人件費 約120万円
  - (1)正規職員時間外手当（月10時間×1,500円×2名分）3万円
  - (2)正規職員休日手当（月32時間×2,000円×2名分）12.8万円
  - (3)会計年度任用職員給与（月20万×4名分）80万円 ※他の業務を兼務する場合は、実際に従事した分の経費を按分により算出
  - (4)会計年度任用職員休日手当（月32時間×1,500円×4名分）19.2万円
  - (5)会計年度任用職員社会保険料（月2万円×4名分）8万円

- ・需用費 約90万円
  - (1)消耗品費（文房具等）7万円
  - (2)宣伝集客経費①（ラッピングカーで申請した方に配布する商品券 1,000円×400枚）40万円
  - (3)宣伝集客経費②（自動車のラッピング業務委託 20万×2台）40万円

- ・役務費 約25万円
  - (1)郵送料（本人限定受取郵便 640円×400通）25.6万円
  - (2)通信料（タブレット端末）0.3万円

- ・備品購入費、使用料及び賃借料 約25万円
  - (1)タブレット端末購入費（6万円×2台）12万円
  - (2)自動車借上料（月6万×2台）12万円

➡ 全額マイナンバーカード交付事務費補助金の対象（補助率10/10）





考えられるところです。出張申請受付を実施する市町村により同条に基づく職員の派遣の求めがあった場合において、当該求めに応じて派遣される都道府県の職員は、当該市町村の職員の身分をあわせ有することとなり、本人確認を含む申請受付業務を担うことが可能となるものです。

### ⑥コンビニ交付サービスによる各種証明書発行手数料の減額策の積極的な実施について

マイナンバーカードを利用して各種証明書を発行することができるコンビニ交付サービスは、多くの地方公共団体において導入され、国民の9割以上が利用できる環境にある住民に身近な行政サービスであり（令和4年12月1日時点で989団体が導入、対象人口は11,300万人）、窓口と比べて手数料を減額することにより、カードの利便性を多くの住民の方に実感していただき、カードの普及促進につなげていくほか、窓口の混雑緩和などの効果も期待されます。このため、マイナンバーカードのさらなる普及促進に向けて、コンビニ交付サービスによる各種証明書発行手数料を窓口の場合と比べて減額する等の利用促進策の積極的な実施について要請を行っています（参考10）。

コンビニ交付サービスによる各種証明書発行手数料の減額策については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、今年度中について実施することが可能であり、可能な限り早期の実施をお願いしているところであり、これまで379団体が実施し、令和4年12月以降も新たに49団体が実施予定となっています。

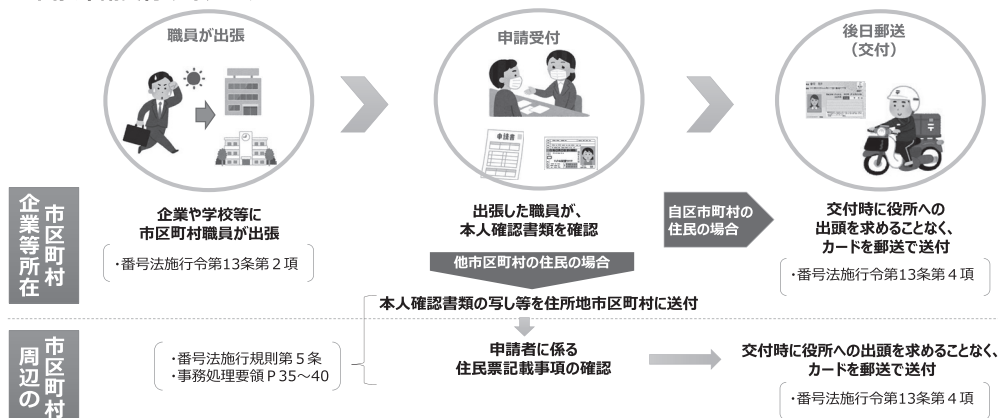
## 3 郵便局を活用した地方活性化方策検討プロジェクトチーム

総務省では、あまねく全国に拠点が存在する郵便局の強みを活かした地方活性化を進めるため、その方策について検討するプロジェクトチームが開催されています。このプロジェクトチームは、官房長をチームリーダーとし、関係部局の総括審議官・審議官・部長をメンバーとするもので、郵便局を活用したマイナンバーカード普及策が検討事項の一つとして位置付けられています。令和4年10月31日

### 参考9 企業等へのお出張申請受付の積極的な実施について

- マイナンバーカードの普及促進に有効な取組である企業・学校等へのお出張申請受付の積極的な実施をお願いします。
- その際、①住所に関わらず申請ができる、②役所に出頭することなく郵送でカードを受け取れるようにすることで、申請数を大きく伸ばすことにつながります。
- 企業・学校等が所在する市区町村の周辺に位置する市区町村においては、出張申請受付を実施する市区町村への積極的な協力をお願いします。

#### <出張申請受付のイメージ>





の中間まとめでは、「当面の普及策」として、(1)郵便局への申請サポート業務の委託推進、(2)利便性を実感できる活用策の普及（マイナンバーカードで住民票の写し等を入手できるキオスク端末の郵便局への配置の推進）、(3)電子証明書の発行・更新等に係る事務の委託推進が掲げられています（参考11）。

### 参考10 マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスによる各種証明書発行手数料の減額策への積極的な取組及び「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用について（事務連絡）

<p style="text-align: center;">事務連絡 令和4年8月10日</p> <p>各都道府県 指定都市 社会保障・税番号制度担当部長 殿</p> <p style="text-align: center;">総務省自治行政局住民制度課 マイナンバー制度支援室長</p> <p>マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスによる各種証明書発行手数料の減額策への積極的な取組及び「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用について</p> <p>平素よりマイナンバーカードの普及の促進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。</p> <p>マイナンバーカードについては、令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指し普及促進に取り組んでいるところであり、各地方公共団体においても、様々な独自の申請促進策や利活用の拡大に取り組まれているものと承知していますが、さらなる普及を図るためには、多くの住民にマイナンバーカードの利便性やメリットを実感していただくことが重要です。</p> <p>マイナンバーカードを利用して各種証明書を発行することができるコンビニ交付サービスについては、多くの地方公共団体において導入され、住民の9割以上が利用できる環境にある住民に身近なものであり、窓口の場合と比べて手数料を減額することにより、多くの住民がカードのメリットや利便性を実感することができることから、カードの普及促進につながることを期待されます。</p> <p>同時に、各種給付金の申請を含め、住民生活の日常生活の中で必要となる各種証明書の発行に要する負担軽減が図られるものであり、物価高騰に直面する生活を支障にならるとともに、非接触型の手続きの活用促進による感染症拡大の防止や窓口の混雑緩和につながることも期待されるものです。</p> <p>マイナンバーカードのさらなる普及促進に向けて、コンビニ交付サービスによる各種証明書発行手数料を窓口の場合と比べて減額する等の利用促進策に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。</p> <p>また、こうしたコンビニ交付サービスによる各種証明書発行手数料の減額策については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「地方創生臨時交付金」という。）を活用して、今年度中について実施することが可能であることから、9月議会に必要な予算・条例議案を提出することについて積極的にご検討ください。</p>	<p>地方創生臨時交付金の活用にあたっては、まずは、令和3年度補正予算（地方単独事業分）を活用することを検討いただき、これが難しい場合は、令和4年4月28日の閣議決定により追加で予算措置された令和4年度コロナ対策予備費を活用することも考えられます。（令和3年度補正予算、令和4年度コロナ対策予備費に係る令和4年度実施計画において、すでに交付限度額を超える交付対象事業を掲載している場合であっても、必要に応じて、今後の実施計画提出時に交付対象事業を追加・変更することが可能です。（追加・変更により交付限度額が変更されるものではありません。）</p> <p>なお、生活者支援等の観点から、今年度新たに行った減額措置について活用することができるものです。</p> <p>上記の地方創生臨時交付金を活用可能であることについて、内閣府地方創生推進室と協議済みであることを申し添えます。</p> <p>各都道府県におかれては、この旨を域内の指定都市を除く市町村に周知いただきますようお願いいたします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【連絡先】 総務省自治行政局住民制度課 マイナンバー制度支援室 担 当：瀬口保良、知念官、佐藤晋 電 話：03-5253-5266（直通） メール：juki@nrcm.go.jp</p> </div>
--	---

### 参考11 「郵便局を活用した地方活性化方策検討プロジェクトチーム」中間まとめ

#### 郵便局を活用した当面のマイナンバーカード普及策について

「郵便局を活用した地方活性化方策検討PT」中間まとめ（令和4年10月31日）

#### 1. 当面の普及策について

##### (1) 郵便局への申請サポート業務の委託推進

- 令和6年秋の健康保険証廃止に向けて、マイナンバーカードの申請機会をより多く確保するため、すでに申請サポートが行われている携帯電話ショップの所在しない団体及び交付率が低い団体を中心に、年内に1,000市町村への働きかけ、年度内に3,000局での委託開始を目指す。

##### (2) 利便性を実感できる活用策の普及

- 身近な郵便局においてマイナンバーカードの利便性を実感できるよう、マイナンバーカードで住民票の写し等を入手できるキオスク端末の郵便局への配置を推進。特に、証明書自動交付サービス対応のコンビニ等が所在しない団体を中心に設置を支援。

##### (3) 電子証明書の発行・更新等に係る事務の委託推進

- 郵便局事務取扱法の改正により可能となった、電子証明書の発行・更新などに係る事務委託を推進させる方策を検討。特に、委託による効果が期待できる団体に対して積極的委託の検討を働きかけ、日本郵便に対しても当該団体からの積極的受託の検討を要請。

#### 2. 今後の進め方について

- 自治体に対して、郵便局による申請サポート業務の積極的委託の検討等を要請。特に、携帯電話ショップの所在しない団体及び交付率が低い団体に対して、個別にフォローアップを実施。
- 日本郵便に対して、申請サポート業務の積極的受託の検討、個別自治体への訪問等を要請。訪問の状況等について、定期的なフォローアップを通じて状況把握を実施。

また、市町村が指定する郵便局と市町村をオンラインでつなぎ、カードの交付に必要な本人確認を郵便局において行えるようにするため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）の改正を念頭に、必要な法律改正を次期通常国会に向けて検討していくこととしています。地域に身近で、公共的な存在として、あまねく全国に設置されている郵便局のネットワークを活かし、住民の利便性向上を図るとともに、さらなるカードの普及につなげていきたいと考えています。

#### 4 マイナンバーカードの普及促進に係る対応策強化及び利便性の向上について（令和4年度第2次補正予算による取組）

総務省では、令和4年度第2次補正予算において、マイナンバーカードの普及促進に係る対応策強化及び利便性の向上として、199.0億円を計上しています。マイナンバーカードのさらなる普及促進に向け、地域独自のポイント給付を支援する自治体マイナポイントの全国展開を推進するとともに、市町村による郵便局を活用した申請サポート事業や都道府県による申請促進策など、マイナンバーカード交付事務費補助金を通じた自治体による申請促進への支援を強化し、併せて、コンビニが無い市町村を中心に郵便局への証明書の交付サービス端末の導入支援、連携中枢都市圏等におけるカードの広域利用の促進、海外継続利用の推進など、さらなる利便性向上に向けた取組を実施することとしています。今後各事業について具体化を進めてまいりますので、各自治体においては、積極的にご活用いただきたいと思っております（参考12）。

#### 5 その他総務省において実施する申請促進の事業等

##### (1) マイナポイント第2弾

マイナポイント第2弾については、第1弾に引き続いて、昨年1月から、マイナンバーカード新

#### 参考12 カードの普及促進に係る対応策強化及び利便性の向上（補正予算関係）

※金額は令和4年度第2次補正予算額

##### 1. 自治体による申請促進策への支援強化 <65億円>

- マイナンバーカード交付事務費補助金を通じて以下の取組を支援
  - ・ 都道府県が実施する申請促進策
  - ・ 市町村による郵便局を活用した申請サポート事業

##### 2. 自治体マイナポイントの全国展開 <10億円>

- 地域独自のポイント給付施策を支援する自治体マイナポイント事業について、自治体が事業に参加するにあたり必要となるシステム改修費等の準備経費を支援

##### 3. コンビニが無い市町村を中心とした郵便局への証明書自動交付サービス端末の導入支援 <4億円>

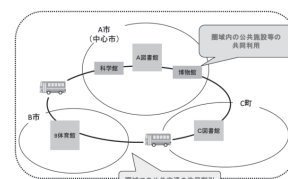
- マイナンバーカードを活用した各種証明書交付サービスを利用することができるよう、コンビニが無い市町村を中心に、住民に身近な拠点として全国津々浦々に店舗が配置されている郵便局等への証明書自動交付サービス端末等の設置を支援



【端末からカードを用いて申請】

##### 4. マイナンバーカードの広域利用促進事業 <4億円>

- 既に地域的な一体感が醸成されている連携中枢都市圏や定住自立圏におけるカードの広域利用を通じ、住民サービス等の向上や地域経済の活性化に資するモデル的な取組を促進



【圏域内におけるカードの広域利用イメージ】

規取得者等への最大5,000円分のポイントの申込・付与が先行開始されていましたが、令和4年6月30日からは、マイナンバーカードの健康保険証利用申込者、公金受取口座の登録者への、それぞれ7,500円分のポイントの申込・付与が開始されました。マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限については、同年12月末までとされていましたが、新型コロナウイルスについて、新規感染者数が全国的に増加傾向にあり、窓口混雑緩和の観点から、安心して国民の皆様がカードを申請していただけるよう、令和5年2月末までに延長されたところです。

今後も2月末にかけて増加傾向が続くとともに、カードを受け取りに来る人も急増することが予想されることから、マイナンバーカード交付事務費補助金を活用して、今年度だけでなく、来年度当初予算においても適切に必要な経費を計上し、臨時交付窓口の開設や、土日祝日・夜間開庁、会計年度任用職員の任用などの工夫を講じることで、1月以降来年度にかけて、交付体制の確保に万全を期していただきたいと思います（参考13）。

## (2) QRコード付交付申請書の送付

オンライン申請用QRコード付きマイナンバーカード交付申請書（以下「QRコード付き交付申請書」という。）については、カードの普及を強力に後押しするマイナポイント第2弾の効果を最大限に高める観点から、またカードを取得していない人を対象に、令和4年11月から12月上旬にかけて順次、QRコード付き交付申請書を再度送付いたしました。

各自治体において、申請促進に取り組むにあたって、この送付の機会を最大限に活用するとともに、広報誌やホームページに情報を積極的に掲載するなど、住民への周知に幅広く取り組めるよう、広報素材の提供を行っています。

### 参考13 マイナンバーカードの申請件数の急増を踏まえた対応について（通知）

<p style="text-align: center;">総行マ第99号 令和4年12月20日</p> <p style="text-align: center;">各都道府県社会保険・税番号制度担当部長 殿 各指定都市社会保険・税番号制度担当部長 殿</p> <p style="text-align: center;">総務省自治行政局住民制度課 マイナンバー制度支援室長 (公 印 省 略)</p> <p style="text-align: center;">マイナンバーカードの申請件数の急増を踏まえた緊急対応について（通知）</p> <p>平素よりマイナンバーカードの普及の促進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。マイナンバーカードの申請件数については、政府・自治体によるカードのさらなる利便性向上・申請促進に向けた取組等により急激に増加している状況にあり、今後、マイナポイントの対象となるカードの申請期限である令和5年2月末にかけて、より一層多くの申請が見込まれるところです。</p> <p>カードの交付体制については、改訂後の交付円滑化計画に基づきその強化等に取組んでいただいているところですが、今後予想される申請受付数に対し、十分な交付体制が整備されていない場合は、カードの交付が大幅に遅れ、マイナポイントの利用手続や各種オンライン手続の利用に支障が生じることが懸念されます。については、現下の状況に鑑み、令和5年1月以降来年度にかけて、カードの交付体制が万全なものとなるよう、下記の対応をとるようお願いいたします。貴職におかれましては、この旨を承知の上、域内の指定都市を除く市区町村に周知いただくようお願いいたします。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から毎週送付されている自団体の申請受付数を確認し、カードが自団体に到着後、円滑に交付通知書を送付できるか、また、交付通知書を受け取った申請者に速やかに交付できる窓口数・人員数にあるかを改めて点検すること。</p>	<p>2. 1の点検の結果、交付通知書の送付が遅れる見込みである団体については、①速やかに交付前設定に係る体制を強化するための人員配置を臨時的に行う、②「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について」（令和2年12月28日付け総行住第212号）を参考として民間委託を実施・拡充する、などの措置を講じること。</p> <p>3. また、窓口数や土日祝日・夜間も含めた交付体制が不足する場合には、申請者に対するカード交付の遅れや交付の滞りにつながるだけでなく、最終的には市区町村窓口混雑の要因になるものであり、速やかに不足を解消する必要がある。</p> <p>については、これまで整備した窓口による交付を最大化させるよう、</p> <p>①土日祝日・夜間開庁を拡大し、特に土日祝日交付については当面毎週行うことなどの措置を講じる、</p> <p>②交付標準化のための予約制の導入や拡大、又は予約制と予約なしでの交付との併用など運用上の工夫により交付窓口の最大限の活用を図る、</p> <p>③1日当たりの交付枚数の増加を図るため、本人確認後、暗証番号の設定等は、本人の了解の下、職員が実施し、後日、本人限定受取郵便等で送付する方法の導入、などの対応を図られたいこと。</p> <p>さらに、現在の窓口数や交付体制ではさらなるカード交付の遅れや滞り枚数の拡大が生じるおそれがある場合においては、さらなる臨時窓口の増設や人員の増強を行なわれたいこと。</p> <p>4. 以上の取組について、マイナンバーカード交付事務費補助金を積極的に活用されたいこと。なお、上記の対応に必要な交付体制の整備に係る経費については、来年度も引き続き、マイナンバーカード交付事務費補助金の対象とし、必要な予算を確保する予定であることから、マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限が令和5年2月末までに延長されたことも踏まえ、来年度当初予算においても適切に必要な経費を計上すること。</p>
--	--

総務省 自治行政局 住民制度課  
マイナンバー制度支援室  
担 当： 瀬口係長、天野、佐藤、岡田  
電 話： 03-5253-5366  
メール： juk1@sommu.go.jp

### (3) 携帯ショップ及び郵便局での申請サポート事業

全国のドコモ、KDDI及びソフトバンクの店舗（UQスポット及びワイモバイルショップを含む。）約8,000か所程度において、従業員が来店者に対して、カード申請の声かけを行い、申請サポートを実施する事業を、令和4年7月27日から令和5年3月にかけて実施しています。本事業では、来店予約者にQRコード付き交付申請書を持参していただくようあらかじめ周知し、QRコード付き交付申請書を持参した方への写真撮影等の申請サポートを行うほか、手ぶらで来店した方に対しても、申請サポートを実施しており、事業開始以来、令和5年1月4日までに合計約193万件の申請が受け付けられています。

また、令和5年1月10日からは、マイナンバーカードの一層の申請機会確保のため、携帯ショップがない市町村に所在する郵便局（723市町村・約2,300局）において、申請サポート事業を開始することとしています。

## 四 さいごに

マイナンバーカードについては、現在、政府全体で、利便性の向上を図る取組が進められているところですが、これまでも、健康保険証としての利用や公金受取口座の登録によるメリットのほか、オンラインでの確定申告や各種行政手続きの申請、新型コロナウイルスワクチン接種証明書のスマートフォンアプリでの発行、コンビニエンスストアでの各種証明書の発行（新型コロナウイルスワクチン接種証明書の発行も昨年7月下旬から始まっている。）など、利活用シーンの拡大が図られてきました。また、各種オンライン決済サービスにおける口座登録、オンラインでの住宅ローン契約や証券口座開設時の利用など、民間サービスにも利用は広がっており、自治体においても、例えば、窓口業務における申請書の作成支援、電子母子手帳サービス、避難所の受付管理、地域公共交通での利用など、様々な行政分野・サービスでマイナンバーカードを独自に活用する取組が見られるところです。マイナンバーカードの利活用シーンは、カードの取得が一層進むことで、益々広がっていくことが期待されるものであり、普及促進と利便性向上の双方に全力で取り組むことが重要となります。総務省としては、普及の加速化に向け、自ら普及促進や利便性向上の施策に取り組むとともに、自治体との間の連携体制の下で、国の最新情報や全国の先進的な取組事例を提供しつつ、自治体から現状や課題を丁寧に聞き取るなど、自治体における取組をしっかりと後押ししてまいります。自治体の担当職員の皆様には、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードのさらなる普及に向け、引き続き御理解と御協力をいただけると幸いです。



# 全国消防救助技術大会事業

一般財団法人 全国消防協会

## 第50回全国消防救助技術大会を開催

一般財団法人全国消防協会では、令和4年8月26日に東京都立川市（陸上:立川立飛特設会場、水上:東京消防庁第八消防方面訓練場）において、第50回全国消防救助技術大会を開催しました。今大会は、令和元年、岡山市で開催した第48回大会以来、新型コロナウイルス感染症の影響により、延期や中止を余儀なくされ、第50回という節目の大会を3年ぶりに開催できました。

## 大会の目的とスローガン

この大会は、人命救助という崇高な理念のもと、各都市において鍛え抜かれた救助技術を披露するとともに、様々な災害に対応する救助技術の高度化に必要な基本的要素の練磨を通じて、救助活動に不可欠な体力、精神力、技術力を養い、全国の救助隊員が一堂に会し、競い、そして学ぶことを通じて、他の模範となる救助隊員を育成し、全国民の消防に寄せる期待に力強く応えることを目的として開催しています。

また、今大会のスローガンである「RESCUE SPIRITS」は、救助大会の歴史の中で変わることなく引き継がれてきた、地域住民を助けるために日々努力する隊員の想い、どんな困難な現場にも立ち向かう覚悟、救助のスペシャリストとしての誇りをストレートに体現しています。

## 開会式

開会式は、陸上の部会場である「立川立飛特設会場」で行い、東京消防庁音楽隊の演奏に合わせて全国9地区支部から選抜された隊員が入場し、関東地区支部長である平中横浜市消防局長の開会宣言により大会の幕を開けました。

続いて、消防殉職者に対する黙とうが行われ、国旗・大会旗の掲揚の後、大会会長である清水一般財団法人全国消防協会会長【写真1】、開催地である小池東京都知事【写真2】からあいさつが行われました。



【写真1】



【写真2】



また、ご来賓として前田消防庁長官、秋本公益財団法人日本消防協会会長、三宅東京都議会議長、清水立川市長が祝辞を述べられ、大会審判長である本脇北九州市消防局長の審判長指示の後、出場隊員968名を代表して東京消防庁の安井隊員が力強く隊員宣誓を行いました。【写真3】



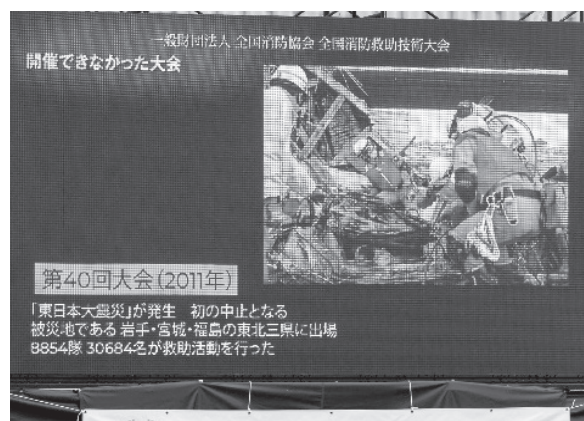
【写真3】

## オープニングセレモニー

開会式の最後に第50回を迎えた記念事業の一環として、TVキャラクター「ガチャピン」「ムック」による隊員への応援メッセージ。スペシャルゲストの「バナナマン日村勇記さん」による消防演技披露【写真4】、さらには全国消防救助技術大会50回記念映像が上映され、大いに会場が盛り上がりました。【写真5】



【写真4】



【写真5】

## 各訓練種目

陸上の部7種目、水上の部7種目、計14訓練種目では、それぞれの地区指導会での激戦を勝ち抜いた精鋭たちが競いました。各訓練種目の内容については、次のとおりです。

なお、各訓練種目の「標準所要時間」とは、訓練種目ごとに設定された訓練時間で、この時間を超えると超過した時間に応じて減点されることとなっています。

### 【陸上の部】

#### (1) ロープブリッジ渡過（基礎訓練）～標準所要時間28秒

個人で実施する種目で、水平に展張された渡過ロープ20メートル（往復40メートル）を往路はセーラー渡過、復路はモンキー渡過するロープ渡過の基本的なものです。

このセーラー渡過は「水兵渡り」とも言われ、水兵が用いたところから名づけられたものです。渡過ロープの上に体を乗せ、前方を見ながら両手で交互にロープをつかみ、自分の体の方に引いて渡るものです。この渡過方法は、下が見えるため高度に対する恐怖心を伴いますが、熟練すれば軽量の物を携行することも可能です。【写真6】

また、モンキー渡過とは、渡過する時の恰好が猿に似ていることからその名があります。渡過ロープに両手両足を交互に掛けながら渡る方法です。この渡過方法は、上を見て渡るため、高度に対する恐怖心のある程度緩和することができますが、半面、相当な腕力と腹筋力を必要とします。【写真7】



【写真6】



【写真7】

(2) はしご登はん（基礎訓練）～標準所要時間24秒

個人で実施する訓練で、スタートの号令とともに自らの体に命綱を結索し、確保ロープに命綱をかけた後、垂直はしごを15メートル登るものです。災害建物への進入等、消防活動には欠かせない基本訓練です。【写真8】



【写真8】



【写真9】

(3) ロープ応用登はん（連携訓練）～標準所要時間16秒

登はん者と補助者が2人1組で協力して実施する訓練で、機材を使わずに塔上から垂下されたロープを15メートル登るものです。登る主な方法は、片足を垂下されたロープに絡め、絡めた足に重心を乗せるタイミングで補助者が垂下されたロープを引き、足を固定させます。順次足を固定し、体重を預けることで、手だけを使って登るよりも省力化され、迅速に登はんすることができます。【写真9】

(4) ほふく救出（連携訓練）～標準所要時間1分2秒

3人1組（要救助者を含む。）で実施する訓練で、濃煙が充満しているという想定で8メートル先に倒れている要救助者を救出するものです。救助隊員1人が空気呼吸器を着装して検索しながら長さ8メートルの煙道に進入し、横たわる要救助者を発見します。発見した救助隊員は要救助者を確保して屋外の救助隊員と連携し、救出します。さらに、この2人の救助隊員が安全地点まで要救助者を搬送します。これはビルや地下街等で煙にまかれた人を救出するための訓練です。【写真10】



【写真10】



(5) ロープブリッジ救出（連携訓練）～標準所要時間 1分15秒

4人1組（要救助者を含む。）で実施する訓練で、20メートル先の地点に取り残された要救助者を、展張したロープを渡過して救出するものです。2人の救助隊員が水平に展張された20メートルの渡過ロープで対面する塔上へ進入し、要救助者を確保した後、救出ロープに吊り下げます。これを渡過せずに留まっていた残りの救助隊員1名がけん引して救出すると同時に、進入した救助隊員2人も続いて脱出します。これは建物や河川の中州などに取り残された要救助者を、隣の建物や対岸等から進入して、救出することを想定した訓練です。【写真11】



【写真11】

(6) 引揚救助（連携訓練）～標準所要時間 2分9秒

5人1組（要救助者含む。）で実施する訓練で、低所に取り残された要救助者を安全な場所に救出するものです。2人の救助隊員が空気呼吸器を着装して塔上から塔下へ降下し、要救助者を塔上の2人の救助隊員と協力して要救助者を塔上へ救出した後、塔下へ降下した救助隊員2人もロープを登り塔上へ脱出します。これは地下やマンホール等での災害を想定した訓練で、災害発生現場において有毒ガスの発生や酸素欠乏等の状況が想定されることから、空気呼吸器を着装して進入します。【写真12】



【写真12】

(7) 障害突破（連携訓練）～標準所要時間 2分37秒

5人1組（補助者含む。）で実施する訓練で、様々な障害を突破して災害現場へ進入するものです。4人の救助隊員が堅密な連携のもと、一致協力して「乗り越える」「登る」「渡る」「降りる」「通過する」の基本動作により5つの障害を突破します。災害現場の様々な状況を想定し、いかなる状況下においても、体力的にも精神的にも屈することなく対応することを目指した訓練です。【写真13】



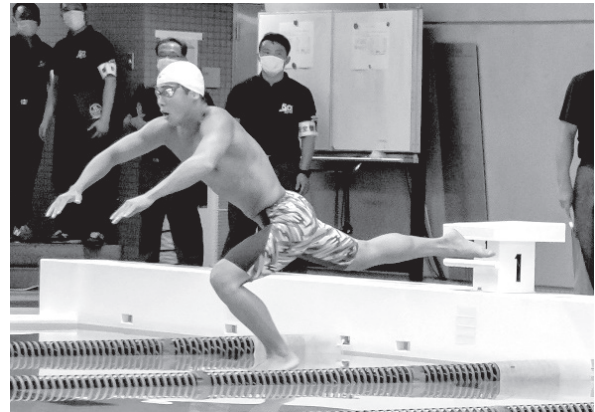
【写真13】

【水上の部】

(1) 基本泳法(基礎訓練)～標準所要時間40秒

個人で実施する訓練で、水難救助の基本的な泳法を習得するためのものです。要救助者を見失わ

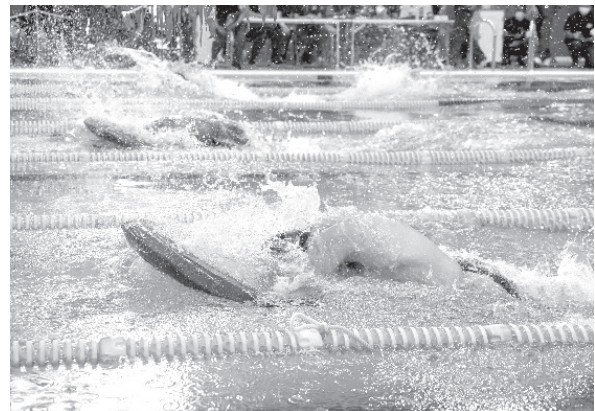
ないように、顔を水中に沈めない飛び込み方である「じゅんか飛び込み」という方法で入水した後、常に顔が水面に出た状態で、基本的な泳法である「ぬき手」と「平泳ぎ」でそれぞれ25メートルずつ泳ぎます。【写真14】



【写真14】

(2) 複合検索（基礎訓練）～標準所要時間40秒

個人で実施する訓練で、マスク、スノーケル、フィンを着装し、スノーケリングで障害物である救命浮環を突破しながら水底に沈められたリング4個を検索して引き上げます。これは、水中の行方不明者の搜索を想定したものです。【写真15】



【写真15】

(3) 溺者搬送（連携訓練）～標準所要時間42秒

2人1組（要救助者を含む。）で実施する訓練で、溺れた要救助者を陸上に救出するものです。救助隊員が「じゅんか飛び込み」で入水後、要救助者（溺者）を注視しながら近づき、チンプール（あごを引く）で確保した後、ヘアーキャリー（髪の毛を引っ張る）により搬送します。【写真16】



【写真16】

(4) 人命救助（連携訓練）～標準所要時間1分13秒

3人1組（要救助者を含む。）で実施する訓練で、入水する救助隊員が陸上の救助隊員と協力して溺れている要救助者を陸上へ救出するものです。入水する救助隊員が救助ロープに「二重もやい結び」を結索し、この救助ロープをたすき掛けにして要救助者の位置まで泳ぎます。そこで入水した救助隊員が要救助者をクロスチェストキャリー（片手で脇を抱えて引っ張る）で確保し、陸上の救助隊員が救助ロープをたぐり寄せて救助します。さらに、水没している別の要救助者（訓練人形）を水面に引き上げ、救助する訓練です。【写真17】



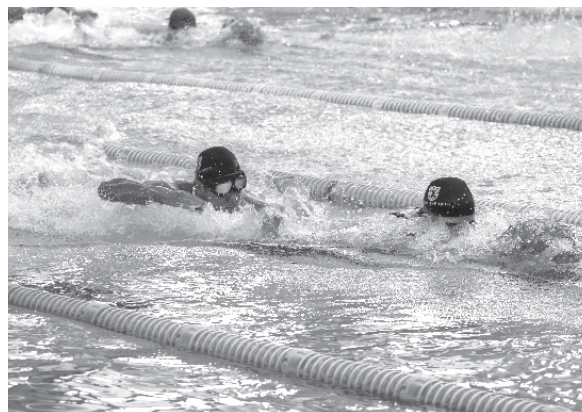
【写真17】

(5) 溺者救助（連携訓練）～標準所要時間43秒

3人1組（要救助者を含む。）で実施する訓練で、入水する救助隊員が陸上の救助隊員と協力して溺れている要救助者を陸上に救出するものです。入水する救助隊員と陸上に留まる救助隊員の2人が協力して浮環にロープを結着後、陸上



に留まる補助者が浮環をプール内へ投下し、入水した救助隊員が25メートル先の要救助者の位置まで搬送します。この浮環に要救助者をつかまらせ、陸上の補助者がロープをたぐり寄せて救助する訓練です。【写真18】



【写真18】

(6) 水中結索（連携訓練）～標準所要時間1分46秒

3人1組で実施する訓練で、水中におけるロープ結索技術を習得するためのものです。水中に設定された結索環に、第1泳者は「もやい結び」、第2泳者は「巻き結び」、第3泳者は「二回りふた結び」のそれぞれ指定された3種類のロープ結索を行います。【写真19】

(7) 水中検索救助（連携訓練）～標準所要時間1分42秒

4人1組で実施する訓練で、第1泳者が水面を、第2泳者が水中をそれぞれ検索し、水没している要救助者（訓練人形）を発見して水面へ引き上げたのち、第3泳者と第4泳者が協力して対岸の救出地点まで搬送し、救助するものです。【写真20】



【写真19】



【写真20】

## 技術訓練

技術訓練とは、定められた救助方法や資機材に縛られることなく、創意工夫のもとで、より安全で確実、迅速な訓練を発表するものです。今大会における訓練内容については、次のとおりです。

### 【陸上の部】

(訓練想定)

「広域災害における救助活動」として、大規模な地震の発生により、高層建築物に複数の逃げ遅れ者（要救助者）が発生したとの想定。

(訓練概要)

地震発生直後に離陸した消防ヘリコプターからの情報をもとに、東京消防庁即応対処部隊が先遣隊として災害現場に出場し、高度な装備・資機材を駆使して災害実態を早期に把握し、組織的な救出活動体制を確立。そして、後着した第八消防方面本部消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）、東久



留米消防署特別救助隊及び稲城市消防本部特別救助隊は、即応対処部隊部隊長の指揮統制のもと、それぞれが同時に要救助者の救助活動を開始した。

なお、各隊の行う救助活動は、高所からの救出という共通想定のもと、全国723消防本部が保有している装備・資機材のみを活用するものとし、「助けるを競う。」ことを通じて、全国の市民に消防の技術の高さ、力強さ、優しさをアピールするとともに、第50回という節目の大会に相応しい、未来に向けた訓練とした。【写真21】



【写真21】

## 【水上の部】

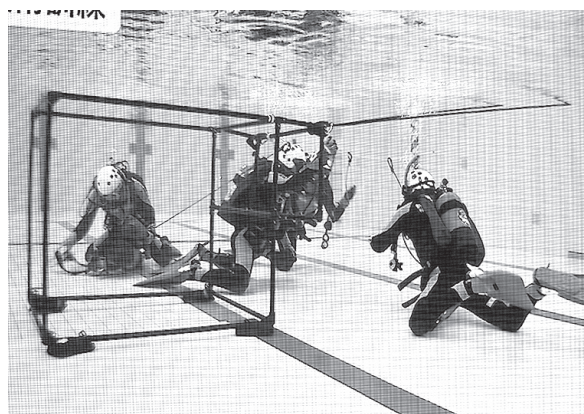
(訓練想定)

自動車が誤って海に転落し水没したため、潜水ダイバー2名が潜水活動を行うもの。

なお、活動中に不安定な水没車両が倒れてしまい1名が車両の下敷きになり、拘束されてしまう想定。

(活動概要)

拘束された隊員を救出するため、地上からのクレーン等による車両の引き上げが必要なことから、バディの潜水隊員及びスタンバイダイバー2名が地上隊員と協力し、拘束された隊員の呼吸管理を行いながら、ワイヤーの玉掛け作業を行い、拘束された隊員を救出した。【写真22】



【写真22】

## 市民参加のイベント開催

陸上・水上の両会場では見学席を設け、多くの方々から声援を送っていただきました。【写真23】【写真24】



【写真23】



【写真24】

## 【防災イベントRESCUE EXPO in立川】

陸上会場近くのアリーナ立川立飛では、「最先端、消防・防災・救助の世界」をテーマに防災イベント「RESCUE EXPO in立川」が東京消防庁の主催で開催され、本大会のこれまでの歩みが記されたパネルを多くの方が興味深く見入っていました。【写真25】

また、消防・防災・救助に係る資機材や技術、最新の情報が展示され、消防力の充実強化、市民

や企業の防火防災意識及び防災機能の向上に繋がる大きな成果をあげました。【写真26】



【写真25】



【写真26】

### 【音楽隊のコンサート】

水上会場にて東京消防庁音楽隊によるコンサートを実施。音楽隊による素晴らしい演奏に子どもから大人まで多くの方が、暑い中、足を止めて聴いていました。音楽隊の演奏が終わると盛大な拍手が送られました。【写真27】

また、陸上会場では、カラーガーズ隊による華やかなフラッグ演技と合わせた、素晴らしい特別演奏を披露しました。【写真28】



【写真27】



【写真28】

### 【特殊消防車両展示】

東京消防庁が保有する特殊消防車両を陸上会場と水上会場に展示。普段見ることのできないめずらしい車両ばかり。子どもたちは運転席に乗ってポーズ!お母さんたちはわが子の雄姿をカメラに収めていました。【写真29】【写真30】



【写真29】



【写真30】



### 【立川防災館】

水上会場内にある立川防災館（公益財団法人東京防災救急協会）も大会来場者を対象に開館しました。VR体験をはじめとする煙体験や地震体験など、さまざまな体験コーナーを多くの方に利用していただきました。【写真31】



【写真31】

### 【ロープ渡り体験】

ハーネスをつけて張られたロープを渡る体験。救助大会の種目にもあり、子どもたちに大人気でした。体験した子どもは「なかなか進めな〜い!」と言いながら最後まで諦めず一生懸命に渡っていました。【写真32】



【写真32】

### 閉会式

閉会式では、清水会長から各訓練種目の代表受賞者に対する表彰【写真33】に続き、「陸上の部、水上の部でそれぞれの隊員の皆さんが、日頃鍛えた気力、体力、そして、磨き上げた救助技術を遺憾なく発揮し、素晴らしい成果を収めることができました。一般財団法人全国消防協会では、このような優れた消防救助技術が、将来にわたり永く伝承されるよう、引き続き取り組んでまいります。参加隊員の皆さんには、消防救助技術の更なる向上に努めるとともに、本日までの訓練成果を災害現場においても十分に発揮し、地域住民の負託に応えるよう期待いたします。」と訓練を講評しました。

国旗・大会旗の降納に続いて、大会旗が次回開催地の岡本札幌市消防局長に引き継がれた後に、平中横浜市消防局長が閉会を宣言し、記念大会となった第50回全国消防救助技術大会は幕を下ろしました。



【写真33】

### 終わりに

残暑が厳しく続く中、多くのご来賓と市民の皆様など、延べ約25,000人の方々にご来場をいただき、成功裏に大会を終えることができました。本大会の開催に際しまして、多大なるご支援、ご尽力を頂きました開催地消防本部の東京消防庁をはじめ、一般財団法人全国市町村振興協会など関係機関の皆様へ深く感謝を申し上げますとともに、将来の隊員育成のためにも引き続きのご理解ご協力をお願い申し上げます。

## 地方協会だより

# 公益財団法人 富山県市町村振興協会



## I これまでの経過概要

本協会は、市町村振興宝くじの収益金及びその運用益を活用して、県内15市町村の振興と健全な発展を図るため、市町村の財政を支援するための貸付事業など、市町村を支援する事業を積極的かつ効果的に実施し、県民福祉の増進に資することを目的に昭和54年に設立し、平成23年4月1日に公益財団法人へ移行しました。



富山県市町村会館全景（H7年11月開館）

## II 協会の概要

### 1 関係市町村数（令和4年10月現在）

15市町村（10市、4町、1村）

### 3 職員

事務局 4名

### 2 役員等（令和4年10月17日現在）

評議員 6名

理事 6名

監事 2名

### 4 資産の状況（令和4年3月末現在）

①基本財産 1,000,000円

②基金積立資産 1,943,551,502円

③貸付金 8,388,829,974円

## III 事業概要

### 1 市町村に対する資金貸付事業

市町村等に対する公共施設整備事業等の資金として、長期貸付を行っています。

（単位：千円）

年 度	貸付団体数	事業数	貸付金額	貸付利率
平成31年度	8市3町1村	59事業	1,073,600	0.1%
令和2年度	9市3町1村	48事業	753,900	0.1%
令和3年度	8市2町1村	42事業	653,800	0.1%





射水市フットボールセンター整備事業



上市町B&G海洋センター体育館大規模改修事業



黒部市生地小学校プール耐震補強工事



高岡市急傾斜地の法面保護工事

## 2 市町村振興宝くじ交付金の市町村への交付

### (1) ハロウィンジャンボ宝くじ交付金交付事業

ハロウィンジャンボ宝くじの収益金に係る富山県からの交付金を、市町村が行う地方財政法第32条に定める事業の財源として活用してもらうため、県内15市町村へ交付しています。

令和3年度交付額：160,458,000円

### (2) サマージャンボ事業基金等交付金の交付

県内全市町村共通の臨時的経費が生じる場合、市町村が行う地方財政法第32条に定める事業の財源として活用してもらうため、県内15市町村へ交付しています。

#### ○ 富山県並行在来線会社への出資に係る交付（平成24年度より）

県内15市町村が並行在来線の第三セクター会社へ出資することで公共事業等が抑制等されないように、当該出資相当額を交付しています。

令和3年度交付額：78,833,000円

#### ○ 東京2020オリンピック聖火リレー事業に係る交付（令和3年度のみ）

県内15市町村が東京2020オリンピック聖火リレー市町村負担金を負担することで公共事業等が抑制等されないように、交付金を交付しました。

令和3年度交付額：12,981,010円

### 3 市町村振興助成事業

市町村等が市町村振興や地域の活性化のために実施する事業などに対して支援しています。

#### 研修助成事業

市町村等が実施する研修事業等を支援しています。

#### ① 市町村職員研修への助成

市町村職員等の資質の向上と能力の開発などを目的とした研修の受講を促進するため、市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所、自治大学校については研修経費の全額、国土交通大学校、全国建設研修センター、全日本建設技術協会、日本下水道事業団については研修経費の一部を市町村等に対して助成しています。

##### 【令和3年度助成実績】

年 度	受講者数	助成金額
平成31年度	152名	6,001,631円
令和2年度	38名	1,391,757円
令和3年度	74名	3,119,646円

#### ② 市町村職員研修機構（市町村会館管理組合内）研修事業への助成

県内市町村全体で効率的、効果的な職員研修を行うため、一部事務組合富山県市町村会館管理組合（市町村職員研修機構）が実施する市町村職員の研修事業に対し、その費用の一部を助成しています。

##### 【令和3年度助成実績】

助成先	助成額
市町村職員研修機構	10,000,000円

### 4 市町村が単独または共同して行う市町村の振興に資する事業への助成

#### ① 市町村関係4団体が行う市町村振興事業への助成

富山県市長会、富山県町村会、富山県市議会議長会及び富山県町村議会議長会が行う市町村の振興並びに地方自治の振興に関する事業に対し、これに要する費用の一部を助成しています。

##### 【令和3年度助成実績】

助成先	助成額
富山県市長会	2,500,000円
富山県町村会	2,500,000円
富山県市議会議長会	1,700,000円
富山県町村議会議長会	1,700,000円
合 計	8,400,000円

#### ② 一般財団法人地域活性化センター会費助成

（一財）地域活性化センターの県内15市町村分の会費を助成し、当該センターが行う個性豊かで活力に満ちた地域づくりのための諸事業を通じ、県内市町村の地域振興を図っています。

【令和3年度助成実績】

助成先	助成額
富山県市長会	1,400,000円
富山県町村会	350,000円
合 計	1,750,000円

③ 地方公共団体情報システム機構会費助成

行政専用ネットワーク「L GWAN」の運営等を行うなど地方公共団体のコンピュータ専門機関である地方公共団体情報システム機構について、県内15市町村分の参加負担金（会費）を助成し、市町村の情報化施策の推進、並びに住民サービスの向上を図っています。

【令和3年度助成実績】

助成先	助成額
富山県市長会	1,098,000円
富山県町村会	180,000円
合 計	1,278,000円

5 情報提供事業

富山県市町村要覧等の各種情報資料の作成、配布

県内の市町村の人口、面積、行政機構、財政状況、市町村の沿革等の主要な情報を収集・編集した『富山県市町村要覧』を作成し、市町村や関係機関に配布しています。



左から「富山県市町村要覧」「市町村財政の状況」「市町村税の状況」

IV 今後の運営について

サマージャンボ宝くじの売上は直近10年間（令和2年度を除く）を見ても減少の一途をたどっており、その収益金についても、利益率が40%を下回るなど収益状況が悪化しています。さらに、長期貸付及び有価証券運用の利回りの著しい低下により法人会計の維持が大きな課題となっております。

当協会においても、人件費等の管理費用の削減・見直しを進める一方で、市町村振興宝くじの売上増のためより販売促進事業に力を入れる必要があります。

今年度、富山県のサマージャンボの広報においては、若年層（20代から30代）の購買意欲を高めるため、その年代に幅広く支持されているInstagramを使ったキャンペーン・PR活動を行いました。その一環で、SNS上で影響力を持つユーザー（いわゆるインフルエンサー）にも参加してもらった結果、「初めて宝くじを買ってみたよ」とコメントされた投稿も見受けられました。今後は効果検証をしつつ、SNSなどの新たな広報媒体に対応した広報活動も取り入れていきたいと思えます。

その上で、今後も適正な財政運営を行い、市町村振興宝くじの収益金等を活用し貸付事業等の推進により一層努めてまいります。



# 宝くじ おもしろ話

## 「当たりそう」と好評の「店頭開運グッズ」あれこれ～「座布団編」～

どんな商売でも顧客サービスは大事だが、ユニークな「開運グッズ」を店頭において、宝くじファンに喜ばれている宝くじ店を紹介しよう。最初は「座布団編」だ。

《どうぞ、お当てください》千葉県千葉市の「県庁前チャンスセンター」は、歩道沿いの低い石垣を店舗部分だけ切り開いて設置されている。その結果、顧客の中には店の両わきの石垣部分に腰掛ける人もいた。これを見てヒラめいたそうだ。「ここに座布団を置こう」と。そして、店の左側だけに、石垣の上に金色の特製「開運ジャンボ座布団」を敷いた。そして、そばにシャレた文言の貼り紙を1枚。『どうぞ、お当てください』と。いまから20年ほど前に設置したものだが、いまなお、お客さんに好評だ。

《黄金の椅子と座布団》東京・立川市の「立川チャンスセンター」の店前にあるのは「開運・

黄金の椅子と座布団」だ。高齢のお客さんが目立つ当店。購入後にこの椅子に座ってホッと一休み。そのさい、両手で宝くじをもって、そおと当せん祈願という人も多く、これまた好評。こちらの歴史も古く、設置してから15年は経つ。

《1等と前後賞も狙う開運・座布団》四国有名なツキ売り場として有名な愛媛県松山市の「まつちかチャンスセンター」。広いスペースに恵まれている当店にあるのは、長椅子風のベンチ（長さ＝約1.5m）だ。お客さん用のこの長椅子に敷かれて

いるのが青紫色の細長い座布団（写真）で、全体が3つに区分けされ、それぞれに「祈・幸・福」

の文字が1文字ずつ黄色地で印刷されている。設置されて15年ほど経つが、目の前の売り場でジャンボ宝くじを購入後、ここに座って当せん祈願する人は多い。



ご当地クーちゃん  
キューリップクーちゃん

# 宝くじ おもしろ話

## 「当たりそう」と好評の「店頭開運グッズのあれこれ～「野菜編」～

地元の特産品やその町に関連するものをアイデアゆたかに『開運グッズ』として取り上げて、顧客に喜ばれている売り場もある。ここでは、その「野菜編」だ。

《手づくりの亀戸大金（ダイコン）》東京都江東区・JR亀戸駅そばの亀戸駅前北口売場は常にユニークな開運グッズを提供する店だ。その1つが、地元名産の小ぶりでピリッと辛い亀戸大根。すべて布製の手作りで「大根」の部分は金色と銀色の縫いぐるみ。「亀戸大金（ダイコン）」と名付けて店頭で吊るしている。お客さんは宝くじ券で「大金」をさすって当せん祈願。

《「馬と人参にひかれて売り場がよい」》東京都墨田区・JR錦糸町駅そばの「錦糸町ビッグチャンスセンター」は、近くにある競馬の場外馬券売り場へ通う人の通り道にある。その結果、顧客に「馬好き」が多い。そこで考えた開運グッズが「人参」だ。馬の好物「人参」の縫いぐるみ（長さ約1m）を3本製作。これを朝鮮

人参の「高麗（こうらい）人参」をもじった造語「宝来人参」と命名した看板を製作して、店頭で3本、垂直に立てた。現在、その「人参」はないが、店の窓口に「幸運の宝来人参」の言葉を添えて、小さな縫いぐるみの馬と手作り人参を置いてる。いまや、「宝来人参」の言葉とともに、お客さんに愛されている「馬と人参」だ。

《売り場特産の億万両なす》岡山県内のツキ売り場として有名な岡山市の「藤田ダイキチャンスセンター」。店周辺の名産野菜の1つに「千両なす」の名で愛される「なす」がある。タテに切ったら、その切り口がまるで「小判」のようなことから名づけられたそう。

これをヒントに、同店では一層の運氣アップを祈願して、店

正面の上部に「ナスの大きな絵看板」（写真）を掲げ、そこに「当店特産・億万両なす」と書き込んだ。そして、店頭には「なす」の縫いぐるみをつるし、お客に喜ばれている。



ご当地クーちゃん  
ねぶたクーちゃん

# 宝くじ おもしろ話

## 「当たりそう」と好評の「店頭開運グッズ」あれこれ～「1斗あ樽」～編

日本勧業銀行時代の宝くじ部OBに聞いた話だ。昭和23年ころ国鉄大阪駅前に、大きな酒の仕込み樽の店が登場。その樽全体に赤ペンキが塗られて真っ赤。壁の一部を切り抜いて売り場窓口があり、わきに貼る紙が1枚。「当たる！当たる！」（赤樽！赤樽！）というしだい。これをヒントにしたかどうかは、わからないが「開運グッズ」として、店頭には酒の「1斗樽」を置いている売り場がある。

《「1等あ樽」と書いた「1斗樽」》岐阜県美濃加茂市の「平川たばこ店」の店頭には名物の開運グッズがある。台座の上に納まる酒の「1斗樽」。その上蓋と胴体に堂々と墨書きで「一等あたる」の文字。「あ」の字だけ「赤字で白くフチ取り」され、さらに「あたる」の「たる」の字の上に赤の注意点が…。これで「1等当たる」というしだい（写真）。手のこんだ作りで驚く。

店頭はこのほか多数の開運グッズがあるが、同県大垣市の特産・木製マス（枺）もスゴイ。

酒や米など100合入る正方形の特製「1斗マス」と、もう1つ半分の量（50合）のマスを作り、1斗マスの中に「50合マス」を「十の字」を書くようにはめ込み、台座に乗せて店頭飾った。これで「1等マスマス当たりマスように」というしだいだ。

《「店名」そのものが開運グッズ》岩手県盛岡市の有名ツキ売り場「宝くじ神社チャンスセンター」。創業45年余の当店は「店名」そのものが驚きの開運グッズだ。現在の店舗はビルの中にあるが、開店当初は大通りに面して、まるで神社の社殿風の店構えで登場。正面には赤い鳥居があり、その下が販売窓口だった。

店入口に、いまも朱色の鳥居がある。そして、店内の売り場窓口は社務所風で、このほか店のあちこちに多数の開運グッズあり、その中に当店にも「1等あ樽」も存在していた。岐阜県の平川たばこ店とは知り合いで、情報交換していたようだが、びっくり。



ご当地クーちゃん  
ぶどうクーちゃん